

市道路線認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、私有道路（国、県及び市以外の者が所有し、一般公共の用に供される道路をいう。）、里道等市が管理する市道路線以外の道路、開発等による整備道路その他の道路（以下「私有道路等」という。）を新たに市道路線に認定するため、必要な事項を定めるものとする。

(基本要件)

第2条 私有道路等を市道路線に認定する場合は、次の各号のいずれかに該当しているものでなければならない。

- (1) 私有道路等の起点及び終点が国道、県道又は市道と連絡していること。
- (2) 私有道路等の起点が国道、県道又は市道と連絡し、終点が港湾、公園、運動場、広場、学校、里道、農道、林道、河川その他の公共施設等に連絡していること。
- (3) 私有道路等の起点が国道、県道又は市道と連絡する袋路状の道路で、次の要件をすべて満たすものであること。
 - ア 道路の中心線の延長がおおむね35メートル以上であること。
 - イ 沿道に家屋が5戸以上連担すること。
 - ウ 起点から終点までの幅員がすべて6メートル以上であること又は終点に進入車両の転回広場が設置されたものであること（起点及び終点が狭小の市道路線に連絡するなど車両が進入する可能性がない道路を除く。）。

2 前項の規定による私有道路等で新たに整備するものの線形については、路線を通して幅員が均一な直線を基本とし、当該整備敷地の形状、高低差その他の地理的条件等（宅地等の面積、形状等の確保等に係るものを除く。）によりやむを得ない場合を除き、交差・屈曲部は35メートルごとに1か所程度までとし、延長が極端に短い直線部分がないものとする。

(幅員)

第3条 前条各号の私有道路等の幅員は、4メートル以上でなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(道路施設)

第4条 第2条各号の私有道路等の路面その他の道路施設は、道路管理上支障ないものでなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(市道路線の再編)

第5条 第2条から前条までの規定にかかわらず、既存の市道路線を廃止した上で、起点・終点を変更して再編する道路については、大幅に起点・終点を延長するも

のを除き，市道路線の認定基準を満たすものとする。

(道路敷地)

第6条 第2条各号の私有道路等の敷地は，市道路線の認定告示までに土地所有者から寄附等により，市が権原を取得できるものでなければならない。ただし，次に掲げるものについてはこの限りでない。

(1) 市，国又は広島県が道路を新たに整備し，又は改良する場合において，当該事業の実施のため，用地取得等の前に市道路線の認定を必要とするもの

(2) 第5条の規定により市道路線の認定基準を満たすもの

付 則

- 1 この基準は，昭和61年12月1日から実施する。
- 2 市道路線認定基準（昭和47年12月1日施行）は，廃止する。

改正 令和2年1月27日

令和2年10月26日

令和3年8月12日